

| | | |
|--------------------|---|--------------------------|
| 公安委員会 説明資料No. 1 | 「刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則及び犯罪捜査規範の一部を改正する規則」の制定について | 令和6年1月11日 刑事局長 官官房 |
|--------------------|---|--------------------------|

1 改正の趣旨

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号。以下「改正法」という。）により、逮捕状の請求と同時に、裁判官に対し、被疑者に示すものとして、被害者等の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項）の記載がない逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものの交付を請求することができるものとされた（改正法による改正後の刑事訴訟法第201条の2）こと等を踏まえ、所要の規定の整備等を行うもの。

2 改正の概要

- (1) 刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年国家公安委員会規則第5号。以下「指定規則」という。）の一部改正

警察庁及び管区警察局に勤務する警察官のうち、逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員を指定する。

- (2) 犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）の一部改正

逮捕状に代わるものの交付の請求に当たり警察本部長等の指揮を受ける旨や、請求に必要な疎明資料、逮捕の際の注意事項について規定するなど、逮捕状に代わるものの交付の請求等に係る規定を整備する。

3 施行期日

改正法の一部の施行の日（令和6年2月15日）

4 その他

指定規則は、行政手続法（平成5年法律第88号）第4条第4項第1号又は第6号に基づき、犯罪捜査規範は、同項第6号に基づき、それぞれ意見公募手続等の規定は適用されないため、改正案についての意見募集は行っていない。

1 改正の必要性

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年法律第79号）が公布され、金融サービスの提供に関する法律（平成12年法律第101号）の一部が改正される。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号。以下「暴対法施行規則」という。）第1条においては、金融サービスの提供等に関する法律第4章に規定される罰則の一部を「暴力的不法行為等」として規定しているところ、今般の改正により、題名が「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改められ、また、罰則を定めた第4章が第6章に章ずれすることから、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 暴対法施行規則の改正

暴対法施行規則第1条第48号中、「金融サービスの提供に関する法律…第八十五条第一号、第八十六条第一号、第八十七条第一号、第九十二条第五号、第九十三条第一号…第九十四条第一号…」とあるのを、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律…第四百零一条第一号、第四百零一条第一号、第四百零二条第一号、第四百零八条第五号、第四百零九条第一号、…第四百一十一条第一号…」と改める。

(2) その他の国家公安委員会規則の改正

次の国家公安委員会規則においても、現行の暴対法施行規則第1条と同様に、金融サービスの提供に関する法律第4章の一部の罰則を「暴力的不法行為その他の罪」として規定していることから、(1)と同様の改正を行う（括弧内は根拠法）。

- 警備業の要件に関する規則（警備業法）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）
- 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（銃砲刀剣類所持等取締法）
- 古物営業法施行規則（古物営業法）
- 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律）
- 確認事務の委託の手続等に関する規則（道路交通法）

3 施行期日

令和6年2月1日（木）【P】

1 趣旨

令和6年能登半島地震による被害の状況等に鑑み、犯罪収益移転防止法施行規則上の本人特定事項の確認方法等に関し、特例を設けることとするもの。

※ これまでの同様の特例措置

| 災害名 | 公布・施行日 |
|--------------------------------|------------|
| 平成23年東北地方太平洋沖地震 | 平成23年3月25日 |
| 平成28年熊本地震 | 平成28年4月22日 |
| 平成30年7月豪雨 | 平成30年7月13日 |
| 平成30年北海道胆振 ^{いぶり} 東部地震 | 平成30年9月14日 |
| 令和元年台風第19号 | 令和元年10月18日 |
| 令和2年7月豪雨 | 令和2年7月10日 |

2 概要

(1) 寄附金の振込に際しての取引時確認対象取引の特例(規則第4条関係)

令和6年能登半島地震に係る寄附のために行われる現金送金(送金先口座が専ら寄附を受けるために開設されたものに限る。)については、その額が200万円以下のものに限り、取引時確認義務の対象取引から除くこととする。

(2) 被災者の本人特定事項の確認方法の特例(規則第6条関係)

令和6年能登半島地震で被災した顧客であって、正規の本人特定事項の確認方法によることが困難であると認められるものに係る本人特定事項の確認方法は、暫定的な措置として、当分の間、当該顧客から申告を受ける方法とすることができることとする。

この場合において、特定事業者は、当該顧客について、正規の確認方法によることができることとなった後、遅滞なく、その方法による確認を行うものとする。

(3) 施行期日

公布の日

3 その他

緊急に制定する必要があるため、意見公募手続は行わない。

| | | |
|---|--|--------------------|
| 公安委員会 説明資料No. 4 | 「道路交通法施行令の一部を改正する 政令案」に対する意見の募集について | 令和6年1月11日 交 通 局 |
| <p>1 趣旨</p> <p>「高速道路における車種別の最高速度の在り方に関する有識者検討会」 (座長：大口敬 東京大学生産技術研究所教授) による「高速道路における車種別の最高速度の在り方に関する提言」(令和5年12月)において、大型貨物自動車等の法定速度を90キロメートル毎時に引き上げることは可能とされたことを受け、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)の改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。</p> <p>2 期間</p> <p>令和6年1月12日(金)から同年2月10日(土)まで(30日間)</p> <p>3 内容</p> <p>大型自動車及び特定中型自動車(車両総重量が8トン以上又は最大積載重量が5トン以上)のうち、専ら人を運搬する構造のもの以外のもの(車両を牽引^{けん}するものを除く。)が高速自動車国道の本線車道等を通行する場合の最高速度を、80キロメートル毎時から90キロメートル毎時に引き上げる。</p> <p>4 施行期日</p> <p>令和6年4月1日(予定)</p> | | |

1 概要

令和6年1月2日午後5時47分頃、羽田空港C滑走路において、日本航空旅客機が着陸直後に海上保安庁航空機と衝突して両機ともに炎上し、海保機乗員5名が死亡、1名が重傷を負うなどしたもの

2 事故航空機

(1) 日本航空

機体 JAL516便（新千歳空港発、羽田空港行き）

※ 搭乗人数 379名（乗員12名、乗客367名）

負傷者13名（全て乗客で、被害は軽症）

(2) 海上保安庁

機体 MA722 みなずき1号（震災の支援物資を輸送）

※ 乗員6名（死者5名、重傷1名）

3 捜査体制

1月3日（水）、警視庁東京空港署に特別捜査本部設置

4 罪名

業務上過失致死傷容疑（被疑者不詳）

※ 事件性の有無を含め捜査

5 捜査状況

関係機関と連携・調整しつつ、滑走路及び機体の検証等、所要の捜査を推進

1. 令和5年中の交通事故死者数（24時間以内）

2,678人（前年比 +68人、+2.6%）

昨年の交通事故による死者数は、8年ぶりの増加。

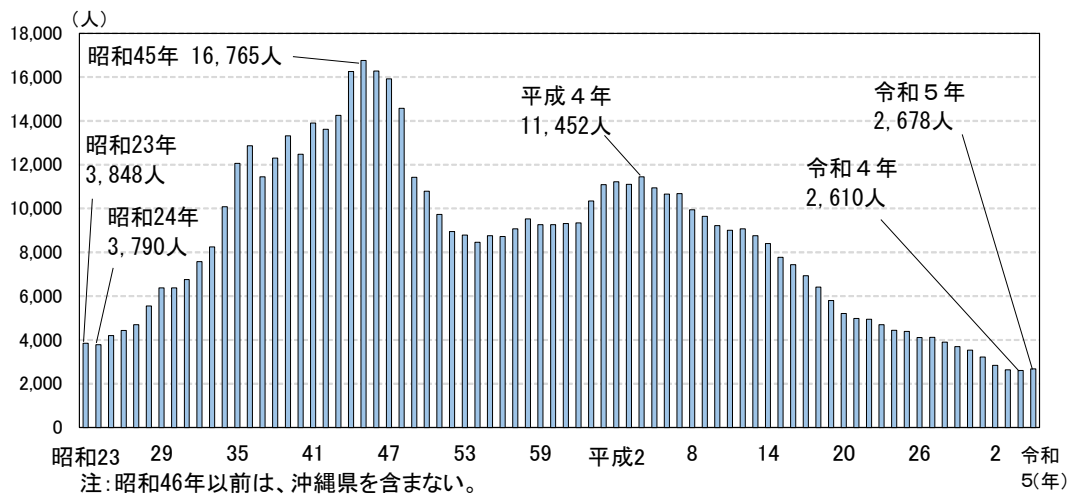
○死者数が多い都道府県

1位 大阪 148人，2位 愛知 145人，3位 東京 136人

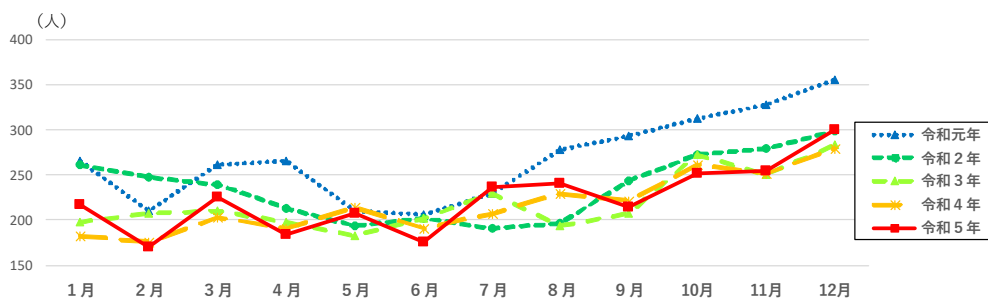
○死者数が少ない都道府県

1位 佐賀 13人，2位 鳥取 14人，3位 福井 20人

2. 交通事故死者数の推移（昭和23年～令和5年）



3. 月別交通事故死者数の推移（平成25年～令和5年）



| 年 | 月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 年間合計 | 前年比 |
|-------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|------|
| 平成25年 | | 347 | 339 | 334 | 345 | 332 | 314 | 332 | 374 | 366 | 381 | 432 | 492 | 4,388 | -50 |
| 26 | | 355 | 307 | 311 | 313 | 322 | 317 | 325 | 301 | 345 | 400 | 377 | 440 | 4,113 | -275 |
| 27 | | 346 | 308 | 317 | 320 | 314 | 287 | 333 | 340 | 339 | 391 | 379 | 443 | 4,117 | 4 |
| 28 | | 349 | 261 | 321 | 309 | 323 | 264 | 294 | 328 | 309 | 376 | 350 | 420 | 3,904 | -213 |
| 29 | | 282 | 288 | 303 | 244 | 282 | 276 | 314 | 310 | 299 | 343 | 372 | 381 | 3,694 | -210 |
| 30 | | 318 | 245 | 282 | 270 | 253 | 235 | 280 | 296 | 279 | 338 | 326 | 410 | 3,532 | -162 |
| 令和元年 | | 265 | 210 | 261 | 266 | 210 | 206 | 229 | 278 | 293 | 313 | 328 | 356 | 3,215 | -317 |
| 2 | | 262 | 247 | 239 | 213 | 194 | 202 | 191 | 197 | 243 | 273 | 280 | 298 | 2,839 | -376 |
| 3 | | 198 | 207 | 210 | 198 | 183 | 202 | 230 | 193 | 207 | 273 | 251 | 284 | 2,636 | -203 |
| 4 | | 183 | 176 | 203 | 191 | 214 | 191 | 207 | 230 | 222 | 261 | 252 | 280 | 2,610 | -26 |
| 令和5年 | | 217 | 170 | 226 | 184 | 208 | 176 | 236 | 240 | 215 | 252 | 254 | 300 | 2,678 | 68 |

| | | |
|---|--------------------------------------|--------------------------|
| <p>公安委員会 説明資料No. 7</p> | <p>「令和6年能登半島地震」に伴う 警察活動等について</p> | <p>令和6年1月11日 警備局</p> |
| <p>1 地震の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発生日時・場所：令和6年1月1日（月）午後4時10分頃・石川県能登地方 ○ 最大震度：7（石川県志賀町） <p>2 警察の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 石川県警察：警察本部長を長とする災害警備本部 ○ 警察庁：警察庁長官を長とする非常災害警備本部 ○ 10日までに各都道府県警察からの特別派遣部隊のべ約10,300人が活動 <p>3 警察活動</p> <p>(1) 救出救助活動</p> <p>ア 被災地域における活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害の大きい輪島市・珠洲市等における自活部隊による救出活動 ○ 10日までに警察による救助者は96人 <p>イ 警察ヘリの活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ヘリコプター搭載カメラによる被災状況等の情報収集 ○ 道路が遮断され陸上からのアクセスが困難な場所は、ヘリから地上に降下し、状況確認・救出救助を実施 <p>(2) 交通対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 7日から「のと里山海道」から被災地につながる一部の区間の通行を災害復旧や救援物資輸送に係る車両に特化するための交通規制を実施 ○ 被災地域に向かう一般車両の利用自粛に係る広報啓発 <p>(3) 防犯対策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ パトロールカー等による被災地の警戒・警らを強化 ○ 避難所における女性警察官を中心とした相談対応・防犯指導活動等 ○ 5日から特別派遣部隊が加わり、これらの活動を強化し、今後順次体制を増強 ○ 震災に便乗した犯罪等に係る広報と取締り <p>(4) 死体調査活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 御遺体の調査、身元確認等を実施 ○ 3日から特別派遣部隊が加わり、体制を増強 <p>(5) 情報発信</p> <p>警察庁HP、X（旧Twitter）等において、活動状況や防犯情報を発信</p> <p>(6) 被災者の権利利益の満了日の延長措置を指定する国家公安委員会告示 運転免許証の有効期間等を延長することを告示予定</p> | | |